

兵庫県稲美町農業委員会  
令和4年11月定例会会議録

- 1 開催日時 令和4年11月25日（金）13時30分～14時20分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事  
報告第13号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（専決処理）」⇒承認（1件）  
議案第37号「非農地証明交付申請の承認について」⇒承認（1件）  
議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
⇒許可（2件）  
議案第39号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（1件）  
議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（3件）  
議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
- 4 出席委員（14名）  
1番・藤本勝彦 2番・坂本英正 3番・松尾和孝 4番・山口 透  
5番・梅本成子 6番・上田尚秋 7番・船岡重夫 8番・坂元三郎  
9番・井澤 守 10番・鳴瀬敏雄 11番・丸山治正 12番・大西寿々代  
13番・福田 修 14番・高松幹博
- 5 欠席委員（なし）
- 6 事務局  
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人  
3番・松尾和孝 委員 4番・山口 透 委員
- 8 議 事  
事務局： ただいまから令和4年11月定例会を開会いたします。  
開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会のご挨拶を申し上げます。  
会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願ひします。

議長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席されておりますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、3番松尾和孝委員、4番山口透委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願ひします。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第13号及び議案第37号～第41号まででございます。よろしくご審議をお願ひします。

議長： それでは、報告第13号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町国岡二丁目（国岡交差点西、前條公園北）

地 目： 畑

転用面積： 358㎡

設定する権利： 所有権

譲渡人： 地元土地所有者

譲受人： 不動産業者

転用目的： 分譲住宅用地

土地利用計画： 造成工事する。2区画。雨水は既設道路側溝へ、汚水は公共下水道へ。

専決処理：令和4年10月19日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を伴う、分譲住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として既に令和4年10月19日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、議案第37号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。申請件数は1件です。  
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町北山字鳶垣内 (金守集落内)

地目：田 (現況 雑種地一部宅地)

面積：330㎡

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

申請地は昭和年不詳に倉庫が建築されるとともに、バラス敷設して駐車場として利用され、現在に至る。

平成4年9月15日撮影の空中写真添付。

事務局：説明は以上です。

議長：「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は山田委員です。申請地には南側の宅老所の敷地を歩いて入りました。北東の農地は申請地より高くなっています。農業用水・排水や周辺農地、道路への影響はないと思われるとの報告をいただいています。

議長：「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局：令和4年11月22日13時30分～16時00分までの間、13番福田修農地担当副会長、2番坂本英正会長、8番坂元三郎委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

13番・福田委員：申請地は農地でない状態で長年使用されており、周辺の農地や用排水、道路等への影響はないので、承認しても問題ないと思います。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。  
申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定  
します。

議長： それでは、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請につい  
て」を議題といたします。申請件数は2件です。  
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町印南字川北	田	1, 365 m <sup>2</sup>
	田	582 m <sup>2</sup>
(川北集落北) 2筆合計		1, 947 m <sup>2</sup>

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住所有者

譲受人：地元兼業農家

農機具：トラクター・田植機・コンバイン

栽培作物：水稲

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願いま  
す。

事務局： 地元最適化推進委員は水野委員です。申請地は水稲が栽培されてき  
ました。これからも水稲の営農計画なら問題ないとの報告をいただい  
ています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

13番・福田委員： 申請地は水稲を刈り取った株あとが見られました。譲受人  
は認定農業者の家族と一緒に営農されますので、許可しても問題ない  
と思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ご  
ざいませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。  
申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定

します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町岡字緑ヶ岡 田 4 1 0 m<sup>2</sup>

田 2, 4 2 6 m<sup>2</sup>

(琴池集落東) 2筆合計 2, 8 3 6 m<sup>2</sup>

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元農家

農機具：トラクター・管理機・軽トラック・草刈機・動力噴霧器

栽培作物：水稻・大麦・野菜

事務局： 説明は以上です。

議 長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は藤田委員です。地元営農組合が耕作を担っている地域であり、許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議 長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

13番・福田委員： 申請地は給排水の整った田で、麦が植えてありました。譲受人は地元営農組合と協力して営農される計画ですので、許可しても問題ないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

議 長： それでは、議案第39号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町国安字新開 （愛宕池南）

地 目：畑

面 積：228㎡

申請人：地元農家

転用目的：露天駐車場

土地利用計画：擁壁し整地する。駐車区画5台分。施工済みにつき始末書添付。申請地は果樹園より分筆。申請地南は県道、西は水路、東・北は果樹園。雨水計画は図面に記載はないが、西側擁壁内に新設したU字溝から北へ流れ柵を經由して西側水路に排水する。

事務局：説明は以上です。

議 長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二杉委員です。周辺農地は申請者の所有地で農業用水のない果樹園です。従来から数台駐車できるスペースがありました。道路側溝もあるので道路等への影響は特にないと報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

8番・坂元委員： 申請地の北・東は申請者の農地、西側は水路です。申請地は既に擁壁が設置され整備済みでした。排水用のU字溝も設置されており、農業用水や道路等への影響はないように思いますので、許可しても問題ないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議 長： それでは、議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町六分一字西岡 （天満南小学校南東方）

地 目：田

面 積：520㎡のうち499.71㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：町外在住の譲渡人の子

転用目的：分家住宅

土地利用計画：西は水路をはさんで歩道・道路、残り3方は譲渡人の農地。その外側は農地。境界にL型擁壁新設。盛り土、整地し、住宅1棟建築する。雨水は南境界敷地内に設置するU型側溝から雨水枿を經由して既設水路へ、汚水は敷地内に浄化槽を設置し水路に放流。

都市計画法第43条第1項の規定による建物の新築許可申請済

事務局：説明は以上です。

議 長：「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は大西委員です。申請地西側は溝、歩道・道路。北は果樹と農地、南は菜園、東は田。雨水排水は計画されており。今回の転用で農業用排水、周辺農地、道路等への影響はないと思う。周囲の農地との境界についても所有者は了承済みとの報告を受けています。

議 長：小委員会から調査結果を報告願います。

8番・坂元委員：申請地は保全管理されてきました。現地の杭から推測すると、転用後は畦分が残る感じです。雨水は農地の排水路を利用する計画で、汚水は浄化槽で処理されます。北側農地の排水にも配慮されており、転用による農地や排水、道路への影響はないものと思います。

議 長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長：全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

「番号2」と「番号3」については、私が小委員会の担当委員でありますので、議長を大西会長職務代理者と交代いたします。

大西会長職務代理者： 坂本会長に代わり、議長を務めさせていただきます。  
「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町岡字拾七町	田	1, 973 m <sup>2</sup>
	田	226 m <sup>2</sup>
	田	656 m <sup>2</sup>
(十七丁若宮神社南方) 3筆合計		2, 855 m <sup>2</sup>

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：総合建設業者

転用目的：露天車両・資材置場

土地利用計画：申請地北は宅地、東県道、西は水路を挟んで雑木林、申請地間に道あり南は雑種地。道路高さまで盛土造成し、周囲は法面仕上げ。水路際は1m平地とる。雨水は既存の水路に放流。

事務局： 説明は以上です。

議長（代理）： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は田口委員です。申請地の周囲には隣接する農地はなく、用排水、道路への影響はないと思われるとの報告をいただいています。

議長（代理）： 小委員会から調査結果を報告願います。

2番・坂本会長： 申請地は県道より1.5mくらい低い農地です。大きい2筆は一体で地元営農が管理されていました。道を挟んだ1筆は軟弱野菜が植えられていました。申請地に隣接する農地はありません。雨水は大きな水路に流れると思いますので、周囲への影響はないと思われます。

議長（代理）： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

7番・船岡委員： 申請地の間の道は軽自動車を通れるくらいの細い道です。転用されてもこれまでのように通れるのでしょうか。両側から法面が崩れてきて、通れなくなることはないのでしょうか。

事務局： 申請地の一方には道路沿いに溝があり、1mほどの平地を設ける計画ですので、従来通行できた車両は通れると思います。法面は崩れない施工をするよう伝えます。

議長（代理）： 他に、意見、質問がなければ採決いたします。



「番号2」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(代理)： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在： 稲美町和田字高岡 (和田集落東)

地 目： 田

面 積： 495㎡

移動する権利： 使用貸借権

譲渡(貸付)人： 地元所有者

譲受(借受)人： 町内在住の貸付人の孫夫婦

転用目的： 分家住宅

土地利用計画： 東は道路、南は貸付人所有の農地、西は農地、北は一部水路を挟んで農地。境界は擁壁し、畦高さまで造成し、住宅1棟建築する。雨水は南側の貸付人所有の農地へ、汚水は東側道路敷設の公共下水に接続。

都市計画法第43条第1項の規定による建物の新築許可申請済

事務局： 説明は以上です。

議長(代理)： 「番号3」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は米澤委員です。申請地は譲渡人が所有する農地の一部分で、元の田は北西角あたりに入水口が、南東角に排水口があります。転用すると残る農地に水が入らなくなると思われたので対策を尋ねると、転用地内西側に用水を通すとのことでした。また雨水は浸透枡を設ける配慮をされており、また南に残る農地への排水については所有者である貸付人に承諾をもらっておられます。道路等への影響は特にないと思うとの報告をいただいています。

議長(代理)： 小委員会から調査結果を報告願います。

2番・坂本会長： 申請地は北東角から2mくらいのところに給水口があります。調査時に所有者が来られ、転用の際には給水口を西の角に作り直し、宅地内の西端を通して残る農地へ送る計画だと説明を受けました。雨水枡を設ける配慮もあり、汚水は公共下水に接続する計画であることから、転用しても周辺農地や道路等への影響はないものと思います。

議長（代理）： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長（代理）： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（代理）： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

ここで、議長を坂本会長に戻します。

議長（坂本）： これより、議長を務めます。

議長： それでは、議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 9件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 14件

申請筆数： 21筆

申請面積： 27, 570 m<sup>2</sup>

「各筆明細」（町が作成する農用地利用集積計画）

利用権を設定する申請者（借受者）： 5件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 7件

申請筆数： 12筆

申請面積： 14, 717 m<sup>2</sup>

「各筆明細」（農地中間管理機構が借受転貸を同時に行う）

利用権を設定する申請者（借受者）： 4件

農地バンク： 1件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 7件

申請筆数： 9筆

申請面積： 12, 853 m<sup>2</sup>

事務局： 説明は以上です。

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 調査依頼した借受人につきましては、問題ないとの報告をいただいています。

議 長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。

委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和4年11月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和4年11月25日

議長 坂 本 英 正

委員 松 尾 和 孝

委員 山 口 透